



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和3年12月17日金曜日 第268号

### ◇ 目 次 ◇

- 指定自立支援医療機関の指定（2件）……………（健康増進課）…1357
- 保安林予定森林にする旨の通知……………（森林整備課）…1358
- 解除予定保安林にする旨の通知（2件）……………（ ）…1358
- 保安林の指定施業要件を変更する件に係る掲示……………（ ）…1358
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅（3件）……………（水産課）…1360
- 都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧……………（都市計画課）…1360
- 道路の供用開始（県道壬生川新居浜野田線外）……………（東予地方局管理課）…1360
- 道路の供用開始（県道落合久万線）……………（ ）…1360
- 道路の供用開始（一般国道317号）……………（東予地方局今治土木事務所）…1360
- 兼用工作物の管理の方法について……………（中予地方局管理課）…1361
- 道路の供用開始（県道大平砥部線）……………（ ）…1361
- 道路の供用開始（県道直瀬洪草線）……………（中予地方局久万高原土木事務所）…1361
- 医師の指定……………（福祉総合支援センター）…1361
- 指定医師の所在地の変更……………（ ）…1362

### 公安委員会規則

- 愛媛県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則……………（警察本部警務課）…1362

### 選挙管理委員会告示

- 政治団体の設立の届出……………（選挙管理委員会）…1363
- 政治団体の届出事項の異動の届出……………（ ）…1363
- 政治団体の解散の届出……………（ ）…1363
- 資金管理団体の指定の届出……………（ ）…1363
- 直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数……………（ ）…1364

### 正 誤

- 令和3年10月22日付け第252号愛媛県監査公表第10号中……………（監査事務局）…1364

### 告 示

#### ○愛媛県告示第1412号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和3年12月17日

愛媛県知事 中村時広

名称	所在地	開設者			担当しようとする医療の種類	指定年月日
		氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
おおくほこどもクリニック	大洲市徳森2264-8	医療法人こまくさ会	大洲市八多喜町甲211-1	理事長 大久保 博 忠	精神通院医療	令和3年11月1日

#### ○愛媛県告示第1413号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和3年12月17日

愛媛県知事 中村時広

指定訪問看護事業者等			訪問看護ステーション		担当しようとする医療の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	名称	所在地		
公益社団法人愛媛県看護協会	松山市道後町2丁目11-14	会長 小 椋 史 香	訪問看護ステーション愛媛	松山市道後町2丁目11-14	精神通院医療	令和3年12月1日
有限会社アエル	松山市石風呂町537番地	代表取締役 玉 井 基 夫	ケアステーションあえる	松山市馬木町304番地6	精神通院医療	令和3年12月1日

○愛媛県告示第1414号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年12月17日

愛媛県知事 中村時広

- 保安林予定森林の所在場所  
四国中央市新宮町新瀬川1365、1366、1368から1374まで、1377、1380、1382から1385まで
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
新宮町新瀬川1369から1371まで・1374・1377・1380・1382（以上7筆について、次の図に示す部分に限る。）、1372、1373  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び四国中央市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1415号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年12月17日

愛媛県知事 中村時広

- 解除予定保安林の所在場所  
北宇和郡松野町大字目黒1703の2
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 解除の理由  
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

○愛媛県告示第1416号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年12月17日

愛媛県知事 中村時広

- 解除予定保安林の所在場所  
北宇和郡松野町大字目黒2766の2
- 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 解除の理由  
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

○愛媛県告示第1417号

保安林の指定施業要件を変更する件（令和2年2月農林水産省告示第378号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を東温市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和3年12月17日

愛媛県知事 中村時広

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備考
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内123番戸 井 門 久太郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	伊豫郡砥部町大字大南久保田甲1537番地 大 西 定 見	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	伊予郡松前町筒井1597番地 大 西 康 雄	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	松山市道後橋又4番16号 奥 谷 茂	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	札幌市東区北参道条東一丁目787番地61 金 子 繁 美	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	松山市土居田町506番地1ハイカムール島川B202号 京 河 俊 哉	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	東京都杉並区清水二丁目3番9-107号 京 河 良 誠	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内 小 神 子 野	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡川内町大字南方304番地3 菅 野 篤 壽	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡川内町大字南方304番地3 菅 野 キヨ子	森林所有者

東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡川内町大字南方304番地3 菅野道尚	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	松山市山越二丁目9番28号 杉原春樹	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内125番戸 武智デン	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	周桑郡小松村大字小松676番戸 田中伊助	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	松山市山越六丁目5番2号 谷口直樹	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	東京都港区赤坂青山南町五丁目45番地 二宮卓也	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	日本政府	先取特権者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	福岡県若松市新中町424番地4 丹生谷ユリ	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内1869番地 野中佐十郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	今治市黄金町二丁目1番地3 箱助林業株式会社	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	松山市祝谷二丁目6番5号 藤田由紀子	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	松山市祝谷二丁目6番5号 藤田龍	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	東京市日本橋区室町二丁目1番地1 三井物産株式会社	地上権者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	香川県高松市錦町二丁目15番8号 柳原敏宏	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	東温市山ノ内イ126番戸 山内元凱	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	東温市山之内154番戸 渡部角太郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内2248番地 渡部一博	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内156番地 戸渡部勘七	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	東温市山之内1814番地 渡部儀利	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内2253番地 渡部喜代次	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	渡部金松	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	松山市松前町五丁目5番地7 渡部工業株式会社	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	今治市矢田甲661番地 渡部浩司	森林所有者

東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内126番地 戸渡部五郎市	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内1778番地2 渡部順一郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	渡部新藏	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内135番地 戸渡部新五郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	渡部新藏	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内152番戸 渡部助太郎	抵当権者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内150番戸 渡部浅一	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	渡部瀧次	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	北九州市小倉南区長行西五丁目9番1号 渡部通	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内2493番地 渡部虎吉	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内2493番地 渡部盾吉	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	松山市西立花406番地 渡部倫子	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内1793番地 渡部頼明	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内2083番地 渡部鍊吉	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	松山市三番町52番地 株式会社五十二銀行	根抵当権者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	松山市姫原町357番地 株式会社渡部産業	森林所有者

- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び東温市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1418号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第2号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生（平成30年2月愛媛県告示第135号）による保険に付すべき義務は、令和3年12月14日をもって消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和3年12月17日

愛媛県知事 中村時広

（南予地方局農林水産振興部八幡浜支局水産課管内）

四ツ浜加入区

三机加入区

大江志津小島加入区

○愛媛県告示第1420号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第2号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生（令和3年3月愛媛県告示第249号）による保険に付すべき義務は、令和3年12月14日をもって消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和3年12月17日

愛媛県知事 中村時広

（南予地方局農林水産振興部八幡浜支局水産課管内）

足成加入区

○愛媛県告示第1419号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第2号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生（平成31年3月愛媛県告示第242号）による保険に付すべき義務は、令和3年12月14日をもって消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和3年12月17日

愛媛県知事 中村時広

（南予地方局農林水産振興部八幡浜支局水産課管内）

○愛媛県告示第1421号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定に基づき、愛南都市計画道路の決定に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

令和3年12月17日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第1422号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年12月17日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	壬生川新居浜野田線	西条市北条1600番1から 同市北条1600番4まで	令和3年12月17日
〃	壬生川丹原線	西条市北条1600番9から 同市北条1600番1まで	〃

○愛媛県告示第1423号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年12月17日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	落合久万線	西条市丹原町鞍瀬己698番8から 同町鞍瀬己699番9まで	令和3年12月17日
〃	〃	西条市丹原町明河8号395番2から 同町明河8号409番5まで	〃

○愛媛県告示第1424号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年12月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
国道	317号	今治市玉川町龍岡上字ヒエ田井手下甲251番8から 同町龍岡上字ヒエ田井手下甲250番4まで	令和3年12月17日

#### ○愛媛県告示第1425号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

令和3年12月17日

愛媛県中予地方局長 高 橋 敏 彦

#### 1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管理を行う者の氏名及び住所
一級河川重信川水系小野川	小野川左岸堤防	松山市東石井五丁目247番2地先	道路管理者 松山市長 松山市二番町四丁目7番地2

#### 2 管理の内容

- 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、別図に茶色で着色したものをいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持または修繕
- 路肩に接する法面で、別図に緑色に着色した区域内のものについての維持
- 原則として、道路専用施設に係る災害復旧

#### 3 管理の期間

令和3年12月17日から道路の存続する日まで

#### ○愛媛県告示第1426号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年12月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	大平砥部線	伊予郡砥部町大南719番4から 同町大南701番3まで	令和3年12月17日

#### ○愛媛県告示第1427号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年12月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	直瀬汐草線	上浮穴郡久万高原町前組2867番2から 同町前組2867番2まで	令和3年12月17日

#### ○愛媛県告示第1428号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

令和3年12月17日

愛媛県知事 中村時広

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
じん臓機能障害	腎臓内科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	牧田愛祐	東温市志津川	令和3年12月1日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	小児科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	村尾紀久子	東温市志津川	令和3年12月1日
聴覚障害	耳鼻咽喉科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	阿部康範	東温市志津川	令和3年12月1日
肢体不自由、じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	外科	独立行政法人地域医療機能推進機構宇和島病院	西原和郎	宇和島市賀古町二丁目1番37号	令和3年12月1日
肢体不自由、呼吸器・小腸機能障害	内科	医療法人広仁会広瀬病院	廣瀬精久	八幡浜市1280番地9	令和3年12月1日

○愛媛県告示第1429号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

令和3年12月17日

愛媛県知事 中村時広

医師氏名	旧所在地		新所在地		変更年月日
	病院又は診療所の名称	同左所在地	病院又は診療所の名称	同左所在地	
浪口謙治	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	愛媛県立新居浜病院	新居浜市本郷三丁目1番1号	令和3年10月1日

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第10号

愛媛県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年12月17日

愛媛県公安委員会委員長 五葉明德

愛媛県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和3年愛媛県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<b>別表（第3条関係）</b>		<b>別表（第3条関係）</b>	
法令等	規定	法令等	規定
道路交通法（昭和35年法律第105号）	<u>第74条の3第5項並びに第78条第1項、第4項及び第5項</u>	道路交通法（昭和35年法律第105号）	<u>第78条第1項、第4項及び第5項</u>
警備業法（昭和47年法律第117号）	<u>第10条第1項、第16条第2項及び第3項並びに第17条第2項</u>	警備業法（昭和47年法律第117号）	<u>第16条第2項及び第3項</u>
重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）	第10条第3項		
道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）	第5条第1項及び第8条第1項		
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）	省略	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）	省略
愛媛県道路交通規則（昭和47年愛媛県公安委員会規則第2号）	第8条第2項及び第13条第2項		

附 則

この規則は、令和4年1月4日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第91号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項（同法第6条の3の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和3年12月17日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）  
 法第19条の7第1項第1号及び2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	公職の種類 (第1号)	公職の候補者の 氏名	公職の種類 (第2号)	届出年月日
	代 表 者	会 計 責 任 者					
森なつえ後援会	森 夏 枝	森 恵 子	西条市氷見乙762-4	衆議院議員	森 夏 枝	衆議院議員	令和3年11月19日

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代 表 者	会 計 責 任 者		
田中エリナ後援会	中 矢 孝 則	森 真奈美	松山市湊町四丁目11-4	令和3年11月1日
ミズノ玄太郎サポートスペース	水 野 玄太郎	水 野 玄太郎	松山市千舟町五丁目3-17	令和3年11月1日
中野泰誠後援会	須 田 哲 也	篠 原 茂 樹	松山市東石井四丁目16-27	令和3年11月9日
清水義郎後援会	清 水 義 郎	富 樫 裕 典	松山市北久米町325-3	令和3年11月15日

○愛媛県選挙管理委員会告示第92号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

令和3年12月17日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
四国税理士政治連盟愛媛県支部	竹 村 俊 一	会計責任者	大 伴 直 人	梅 林 哲 次	令和3年9月2日

○愛媛県選挙管理委員会告示第93号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和3年12月17日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
近藤みちお後援会	近 藤 道 雄	令和3年10月18日
愛媛の政治を考える会	浦 瀬 明	令和3年11月18日

○愛媛県選挙管理委員会告示第94号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

令和3年12月17日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

資金管理団体の届出をした者 (代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
森 夏 枝	衆議院議員	森なつえ後援会	西条市氷見乙762-4	平成30年9月5日

○愛媛県選挙管理委員会告示第95号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和3年12月17日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,142,376
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 22,848
- (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 242,797

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数（松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
伊予郡	43,056	14,352
南宇和郡	18,053	6,018
松山市・上浮穴郡	434,750	139,125
今治市・越智郡	136,510	45,504
宇和島市・北宇和郡	74,172	24,724
八幡浜市・西宇和郡	35,926	11,976
新居浜市	98,425	32,809
西条市	90,056	30,019
大洲市・喜多郡	49,279	16,427
伊予市	30,676	10,226
四国中央市	71,984	23,995
西予市	31,380	10,460
東温市	28,109	9,370

正 誤

○正誤

令和3年10月22日付け第252号愛媛県監査公表第10号中

ページ	箇所	誤	正
1271	左欄 6 (監査対象機関 中予地方局)	職員の不注意により公用車による事故が発生（1件）し、当該車両の毀損があり、県に多額の損害（679,567円）を与えた。 (建設部)	職員の不注意により公用車による事故が発生（1件）し、当該車両の毀損があり、県に多額の損害（679,657円）を与えた。 (建設部)